第参號　辰號

三十年

丁酉日記

自八月十冬

早稲田大学図書館
文書27
A 93
3

明治三十年丁酉

八月十九日

昨夜伊香より歸宅府下ハ暑熱中ニ酷烈殊ニ終日在宅休息

黒田伯ニ偶京ニ事ニ報す

聰明世界久元注復ニ書状抄録致す

同廿日

朝餐後人力二人引ヲ德川公爵家令溝口勝如ニ到リ面會中内大臣注復ニ状ニ義府内話ニ及

向山慎吉を訪黄村翁を吊辭を述ぶ香奠
を傳ふ海軍大使を否陣成後英ゐを黄村
翁祀を肝腑山品をよし
高輪故藤年ゆり吊問家族青山墓地を
年ゆ過ぎ未亡人を不相會
黒田伯を訪新造之露甚ゆり東科冷東
酒之祀者ゆ歳後藤伯葬式板垣伯吊辭
讀上の件表陣之事ゆ云ひ黒岡ゆ青
百ゆ取ゆ故を何分ゆと不来ゆし頃土を晦
乞を見ゆ

還幸啓を泳ぎ給ふ被仰出二十六を輝岡に停
泊
二十百
午後勝伯を訪伊香ゆ温ゆん古把ゆ来晩餐
向山黄村臨終之談あり又謚号等を老友
ゆ議し不決ゆ頃齢之二字を擇ぶ後ゆ決
云ゆ
此節徳川家を往ゆ世人慕ゆ事盛ゆ歳ゆ云ゆ
二十二百時
午前新廊下ゆ目ゆ掃除中庭掃相ゆ

枝を剪伐す。甚遠布為夏外套を作る
相長政去婦入来伊勢保噺
二十三日晴
可二郎来賜三者付之書状あり可二郎と也書
とあり雨陛下還幸通常服当帽
新橋上御巡ニ出る黒田勝之面会す
西京出諸事を四月十七日より八月二十三日まで百餘
日出諸留蘇遊ばす
午後四時より泥水之七森長義一周年祭ニ出
招魂山吉原保芹沢長政柳崎上弁相影千坂

を病氣不来
海運青山ニ為西瓜蒲萄を買ふ相徳入来す
西瓜を分ち無す
二十四日晴炎 此相祝花文花紙此相二十六夜
之月を九段ニ刷り拝す
宮内省ニ雨陛下天機伺候
常磐橋理髪日本橋 樓原ニ無り買紙
山形屋ニ海苔山本ニ茶を買
相芳相手海水談鉄二圓を無ふ
二十五日晴炎
詩集を出し曝書

隣邸吉田家ニ新造開鑿ニ餘計地出来ニ
譲渡ニ付ニ暑ニ於テ西風ニ而頻ニ於テ協議ニ及ヒ
ニ帖ニ往復ニ書状ニ発出ス
午後山下ニ於テ招ニ来ル三郎 伊豆ニ到着ニ
大学ニ刀探山下ニ通学ニ付ニ お徳ニ料理ニ付ニ母
公ニ對飲 對食 英皇二ツ十 大祭 觀艦式ニ図ニ
順来ニ付ニ一覧ニ付
御遣天神祭ニ付 種木ニ求ム
廿八日晴天
大八ニ箱根ニ行ク塔ニ澤ニ蘆ニ湯ニ指行

獨行ニ付ク。蒸暑如烹午時ビールヲ氷ニ入
レテ飲む実ニ苦熱餘ニ。午後唯ニ曝露ニ両掛ニ
詩集ニ曝シ消暑ニ為ニ幼年夏日ニ作
ニ読み且ニ書ヲ前ニ消夏ニ一法ニ
レタハ早起云関ニ苦楽ヒバの枝ニ洗い遠ニ
夜坐シ三時ニ奇夢ニ見テ整ニ洋燭ニ燃
元明ニ紀事実ニ不思議ニ
二十七日
朝松林ニスカス庭前ニ秋花ニ安排ス
青ニ入来リ穴ニ埋め中垣ニ戸ニ改め開

東庭ニ桜桐ニ枝を剪リ又ロハ桜木ニ自分也
山屋ニ土手ニ草ニ掃リ土方ハ庭前ヒバ二三本ニ植ル
経師屋来ル奥田ヲ美清ニ帯五本ニ取也
建具屋来リ上段丸窓ニ宮ニ戸ニ改造
経師屋新宅障子窓張十六本ニ能ク正屋ニ
四本ニ張
相対とく来ル。当町ハ伊豆保内湯改ニ浴
ニ行ハ之通礼ニ来ル長政運動ニ出然ニ書
内来ル談話
廿八日曇蒸暑
晩方雷時相来雨ヲ

可二郎ニ廿二日出しの書信ニ達光ニ大坂病院ニ疾
病ニ至ル事ニ及ヒ鼻血出し一暑さの為なるに憂ヲ来ル
足脚氣ハ養生ニ至ベシ也水薬ニ飲用改ニ
只今尾ニ道ハ出張改ニ元急ニ当月ニ居る
ニ事ニ其他事ニ費用ニ至ル金ニ不足
ニ告ケ六圓経法道屋ヲ云ヘ来ル
廿九日曜
乙丑事
三十日
可二郎ニ為頼六圓ニ送ル事ニ花蕊ニ

上杉家に本陣會をもとめ其外年寄交算報
告あり千坂平田不来
二百十日にて始めて南風暴に帯び燭を吹き倒れ
且數亂飛しる酒屋に入り鰹を食ふ
三十日
昨日大阪製本資金沙汰日持来る材木屋
五十円出す
夜大八竹相根より陽宅山毋に雨を登氣を催し二百寸
にあらしを登山陽治人皆下山にて陽金大磯に
立ち相仙閣も俄ばかりにて

九月丁日 水曜
今日も出秀出しく出清蕎七人金杉磯泉に来
杉金にて晩餐致しかし
夜蒸暑 川外納涼にて安家族蕎陽宅 大八 杉徳
も直に山下に立てよし ○杉原にて牛肉一斤半焼酒相撲買ハ也
洋民ヲ鍛す
二日風不定 蒸暑如き心
午前より樣原に来り 襖に引手 六箇 六箇墨
半に襖四箇を他紙類四円半銭 見んべん鰹節 三日
岩伊勢鶴二羽 六円五十銭を買ひ 金巾 来ルニ
りて午餐を共にしたり

午後黒田を第一播上細涼園中有樹紅ハ當年を
徳を従ふ紅白とも稀の黒田十年雪を話あり代
進撃より一回も敗を不取二十日目に熊本を聯絡
を取りたりと云ふ
此頃所に獨乙帝ニ婦露都ニ到り歓親佛國大
統領も亦露都ニ到り歓迎盛なり皆英國に勇強
を氣づまん彼を孤立せしめ人を深計なら人英
に盛運中に不衰
歐洲君主年事ニ日ハ如す互に往来ニ歓ハ常に
如し付従侍衛をかゝ見せれ往来揖拝を

平和に前北なり中に二三ヶ國主往来せるまて彼
の平均ハ崩るゝものを非す況や英國に勇強を
東方を蟠屈る縦令露佛力を合せず攪乱
せんと欲すも容易を造物主之を許さず然
ハ獨佛者主に露帝會合せしやハり平和中に
斡旋なり
陸奥に十年を出来事新等帝を如ならば皆に
餘終ハ実に幸福に人なりアリ才幹ありてハ是
平常に年事なれば始終改革を本場を掛
けて遂に守運を得たり十年に年中に実ならば

四　晴

奥三郎兵衛深川佐賀町之宅ニ祝筵ヲ命ジ香奠
之生ヲ　○黒田会見法仲より鶴風美味呉ニ代ニ来
古殿勘定ニ塩蒼ヲ来ル米澤之林檜四間持来
勝伯ヲ伴ヒ風雪ニ林檜持来見舞頭ヲ元氣ヲ
昨夜雪州邸ヲ来ル石塚公所持之古物賣器一尺
可称ヲ来ル　ニ来ル千駄ヲ屋　徳川家ヲ来ル将
来財政益困難ヲ来ル時節到来すべし徳川一門ヲ
手時ヲ不称ヲ頼平生の心掛ヲ談合ヲ受ケ皆ニ説
諭ヲ来ル　幼年之時芸学以来館之豪商

満田利太夫之所蔵ヲ話し来ル　別冊記新ヲ
鶴鮮書筆鐘山分頭ヲ行ヲ　礼状直筆
到来祖父大院君ヲ事載見之為利ヲ書中
大王ヲ蘭畫二枚大院君ヲ賜ヲ水晶
印材蒼ヲ訴し礼状ヲ云ヲ
晩餐ヲ勤ヲ御宅　○大八枚賜ヲ見ヲ来ル

五　雨

大八来賀枚賜公使出立ヲ持演ヲ送ル
大八持演ヲ就服用ヲ他　数種持来ヲ石破
雨黒田ヲ分配贈ヲ

伊藤氏より今様有書に伊四郎師にてし[illegible]
親家品川上迎に参り当日被塩ホも参らじとて不

六日　雨

在宅

七日　曇

おや第[illegible]絵図抹[illegible]りに遣す

梅林大工代十円を遣す　梅林左官に[illegible]請す

年始お[illegible]来る　相長谷[illegible]三瓶お[illegible]来給[illegible]月[illegible]

相伊藤へ[illegible]野[illegible]思[illegible]出す

八日　雨

経師松より新宅[illegible]推て[illegible]陸[illegible]上段次月より来[illegible]

造り在宅居

左官来り壁土を積す

相大雨頻り[illegible]十時頃より中に[illegible]雨[illegible]土蔵

又前[illegible]理不[illegible]推力に雨漏り[illegible]見[illegible]

[illegible]頭[illegible]能[illegible]理[illegible]上[illegible]風

[illegible]を近年[illegible]暴風雨に[illegible]あり[illegible]

[illegible]在[illegible]世話四時[illegible]天[illegible]南[illegible]以来

大風を尋常にあらず[illegible]西洋館[illegible]

家人[illegible]起[illegible]洋館に[illegible]洋館[illegible]

九日
十日九太来
十一日定人招ク
十二日湯ノ具
十三日

川村伯日氣象
甚敷ニて
廿日風ハ一時間
百三十里ニ風アリ
ナリ
十七年ハ一時間
七十里ナリ

九太三年本ト共ニおせ倒木ニ棒切り出とす
十日数見舞ニ来ル 橋本前ニ来ル 樹々倒れ換年し名札
注ぐ岸ノ土蔵 川中ニ転覆し死傷ありし
川水も十七年九月十五日ニ増しの時ハ庭所迄
まて浸入し本年ハ街路上一尺程溢れ上ては
ましなし減水せし 然るニ颶風ニ而時間十暮雨
此日風のみにて家屋ニ不障 其外枝
無雨ニて地後ニ土浸り ぬめ樹木ニ葉
高み梅栗李柿一本ニ而 倒伏
当町樹々倒れ陰なし 山下日は

当郷上村三面黒田見舞状差出ス
山下三日見舞ニ来ル 下條正雄見舞ニ来ル
帳作雄来ル 堀内赤坂日面越し境際
六七人ノ飯地ニ来り家ニ刻限議定致兵糧
仕拵し段落し多分し刻余ニ御宅
貸屋ニ至り刻限ニ而致又十二日分し卸埋実却
を分ニ至り家ニて内談致候
十一日晴 上段村ニ掃除
新堀村経師伊平来り新築し上段二日より他ニ襖を
仕立ニ嫁ト寿の麗ヨキ成りたり

黒田より見舞とし為国を坂に蒼麥百姓に贈
可二郎に手紙を出す
晩方黒岡に返礼を書不在少し歩を物り街頭明月
如晝殊に金比良妙なる少し新し搗多過雑当人出
影し新搗まで来り新芽より庶て晩食を
改し物宅

十七　好晴　八月十五夜中秋

可二郎手紙を送り大坂も近く連雨降復暑気
も近し却時の降雨少し流川流溢床下三人を変と
可二郎寓居を侵し来て帯を蓬せざて滅却せし

朝より情所に飛出て楮桐を折り出し又園中に草花を起し
吉関お例以の檜枝を切り活す

勝は手紙を
風と見舞

但月横宿の係中種病人出来ると与ひ来る
午後車を命じ場堂町帥内材木屋に到板柱木を注文
茂能変一見長敷を帳を伊豆保に出来り
向島梅花まで来る水神公杉八阿国梅花社を漫れ波
浪を中にあり黒水に流溢あり鄰積場も水中に在り
去昨年六ツ木の堤防破壊を違い唯漫れの岸を犯せ
しのみ一時の事なり
晩食公園徘徊見せ物店に随ひ
昨風大破せしとはいせつ浅人力代より三国時を費す
物宅は夜外国諸学に聊を夜深来る活人金張二氏

桂花之
庵前ノ大梅并
大樽ノ木ヲ起テ

及張滄三人ヒタ觀月シ時ニ帰ル道ニ茶店ニ詩
吟ヲ書ス大元氣ヲ起リ自分ニ其館ニ到リ面會
并ニ法本部ノ来及関口ニ帰ル面雑セリ
お滋お竹夫ニ上泉ニ行ク語ス。明月如鏡 美ニ徳成 好中秋ヲ
十二日 晴 日曜
如ク渥山来リ去関ニ到シ倒木ヲ起シ檜ノ木梅木
梅ノ木園中表裏トモ二十本倒以テ
新宅ニ如時ニ無ク刀劍ニ錆切ニ繰ル石出ル
長沙来リ好時ニ茶話 ニ前ニ無ク言ヲ好鰻シ 夫人ニ見ル時ニ自分ニ遊ル
暮方風脚早ク和ニ空ニ横ニ雲アレノ氣ニ帰ル

晋

園中ニ梅樹ノ塀
陰ノモミヲ大抵
起ス

月ニ帰ル 上泉ニ使ヲ出ル お滋お竹ニ一泊ヲ来ル
十三日 午前小雨来
女子ニ人上泉ニ向
古関長持ニ掛物ヲ收ル土用干ニ不成温氣ヲ常
ニ乾ニ至ル新宅ニ繰ル干燥段温氣湯ニ至
源山ニ三人来 徳師ニ十五日ニ渡リ 晩方可ニ
書面ニ出ル 塀ニ前ニ材木ヲ生ル。今日ニ蒸心読
十四日 雨
新宅ニ到掛物ヲ收ム
桂花ニ不来

晩方雨を侵し勝伯にて見舞を知り吉周にて宮子を
吟き喜び此邸を格別に美状なし
内遠三鉄五重の鶏卵を二十顆買ひ乙子一ツ言
五十文を生来始めなり
十廿日雨
戸りも雨なり終日在宅
[illegible]地代改正簿を調製し清写自第一
號刊第十九番

十一日曇半晴 小雨
塩宮町より材木来

十七日　雨晴

雨晴天候未佳

午後尾張町邊買物香水油盡摩尾揚枝

龜屋より買物洋燈粉糖豚油ホ罐五十錢にて求む

あり精養軒に於て晩餐改し木挽町三浦を訪

不在。海水浴を為し吻金櫻田邊にて到り

懷中を遺忘せしかなる木挽町浴店にて遺を堀

付再び木挽町にて門返し無事遺忘せて店婦拾

取り為渡せり廉義を與へて加治橋にて色香味三

絶二合力を六瓶買求め陶宅

○此条に二十九日あり誤写

鞠町區役所より市區改正ホ三宅坂より赤坂門外

まで道路擴開ニ付平川町五丁目十七番地を助

ニ帰り此方実測ニ上ニ地價并家屋移轉料を

請求の段ニ付ホ

其段の朱湯ニ地変二千坪餘買得ニ參る汜ニ

溺しけりとて来報

十八日晴

午前二時より目覚し耿々不能眠枕邊硯を

引ニ為青井家邸内十二月幅ニ関面を剞劂し

我邸内より青家ニ區畫分割し地坪を

数へ天明四時半門前に出て召棹を打ち召
数を量る華族等校北通渡に境をて街路六月
我前後左所に對す月教を六月を又見る我即
河後塀を六月斗まで歩り一月を無まして偽
一安心の事
晴源助夫婦二人五個所高橋模を新宅東
側に移住す
尾師村田藤助来る尾敗に踏見分一月中修繕をべし
長政誕生五十五回に付き年頃御寄ある山下
姑徳子を接へて来る快飯有頃御宅祝三元切
十九日晴　日曜　卯ニ
源助三人来南境夫婦為婆ヒハ与三年を起
直す自分ハ少秋美蔵を他を手を接す
願す　○午後山下母を伴ひ初や上共に金杉海
浜に参る　毎度御寄
易に大八郎六足買求む之を持来渡黒田を訪ふ
「うつを曾部に勤に執を寄へ賜ふ逆上を覚ゆるとて
不三年ニ参て身日十ニ辞す長政要料にて蕎麦
を飲し勝翁を訪ふ暫く話し　明
二十日晴　又候天雨

尾師欺人不来
川上中将ヨリ
ヂスヨリ御影
西郷海相官舎ト
露公使ト一日相
飲ニシ
伊藤山縣拜謁
ニシ
朝鮮傭兵ニシ

源助三人来花園の小舟を修繕し百野植ニ
傍ニ表通夜塀ニ檜木を移植す
講家キヨソ子ノ腰部人ニ来ル表談キヨソ子ノ坊
家ニ於ケル坊塀ハ忽ち打敗不保年数仍為錬化石ニ
猶立号ニ枕ヤ来ル此方ニ至ル然ル面談ニ元極
ニ至ル計ニ事
晩来雨又来 芝山掃除
お徳の来ニ正宗一瓶ニ山下ニ贈
廿日 雨
朝より雨降西洋館東角雷ニ而家ニ吐口を

付簷溜を流す。午前按摩を呼ふ
烈風自北来強雨忽来又あらしのゆし土瓶ニ
土戸を鎖す 晩天晴ニ遂ニ減ニ静穏ニ
帖佐ニ書状を出す 大坂ニ出す
廿日 晴
尾師より見計時来源助来ニ倒木を巻ニ
起シ居ル江舞十八人ニ手ヲ要す
東山鎌ニ秋花を整ヘ新し鹿芥掃除
大八横田ニ至ル百圓金を借り来
十九ニ補遺黒田訪問ニ事

帖佐ニ書状ニ於ケル
加地分割ニ区役所
より来ル地
價移動料諸様
ニ於談ニ見留
法綱復正元鳥
醸ニ談会ニ周旋
の話ニ中ニ

黒田曰く昨年今頃は六木堤防決壊向島
十数里廻海漫水之時なり打方之総理任命を
昨十七日なり貴兄之横本を尋ねて何事なりしか
十七日なりしを何も不分向島の七草を一見
改光之黒田は游遊之題事を百花園まで
に手授改なりしに水下御少按り牛御前
圓水中にありて新き横本を訪ひしに家
水を排行中にて実に何等景況也直に
分まで馳と来れ報りしなり其日は打方一案
にて此儘今夕なりしに昨午前は徳太郎井上木

光宅に出力来る事なり
問伊藤侯を出節如何君曰吾昨今を磯
より来京中なり問大山侯は如何吾不知
黒田曰く勝に去火曜の十四日に参院頃の元氣
なり答吾は只鮮大院君より蘭之畫を以贈
李舜鎔土作丸を酬河内之時也勝は
中に大君院李載昌兄を利を入れ感謝を情
を表明し来りたり此事は鮮之事は
議長之於花卜是を拾代帰あり黒田曰蘭之
畫を帯ひ之事頃は吾来切に二流に二枝揮

渡セし候処
風雨ニ傷み相成候ニ付此節栂ハ少々ヘ候ヘ共へ手ての棚解
仰付候
御仰候ニ付 仕兼 山方差出ス十五銭ニテ買受
植木ヲ為代 五円二十五銭ヲ渡ス 但シ右ハ倒木之須
右ニ起シ 九ヒバ二本の大樹ヲ倒シ傍ノ二樹ヲ移シテ他
山茶花 栗樹 桜 梅 南境ニ植ル同断
大八車 為町会 市参事会ニ御届ケ 廿
節ヨリ宅地境迄 実測ニテ 石ヲ平河町ヨリ カヘルベシ
手植ノ樹ノ分ハ 老師ニ不賣ベシ

老若男女 境ニ植ル 何ニテモ カヘルベシ
香
六十年前
春季皇霊祭
我家先祖 市郎右衛門 高祖父 源次郎 曽祖父 秀吉大人
祖父吉毅大人 家督 吉利大人 五代之霊之祭
年前ヨリ子ドモ年々 境界障壁の評判 米分十
七年モ 鍾任家ヲ 積立ヲ中 本年ハ 古板
塀ヲ 補理 修繕 ノ談 評議
自ヨリ子 法国の制度ヲ以テ記録ス

を祈て建築せり
午後青山に行大山を訪ひ郡頭郡之事を不在
ゆゑ其隣宅にて御座所刻ありて假住居を訪風邪
熱發斷りせり
青山通ふて鐵印紫子栗を買ひ御祭皇靈神法
ゆゑ戴
昔酉雨
大八法人近來ハ借宅改ひ為法人之為の數金二十者
辨達候事辨償改ひ
新宅雪隱ゟ用神

二十者晴
北境キヨツ子再辨之板塀三十四ヶ大工三人著之
事取ひ事ゟ去関ゟ二ヶ月を新規ゟ陸ゟ
去関おゝ大檜ノ枝を洗ひ
古藏晴伊ヶ保ゟ隣宅 [illegible] 鮎焼
十ヶ木の芽菓子一瓶 [illegible]
山下母ゟ来晩餐 信州産の打葉を買ひ之を
二十二者晴 日曜
尾師来ゟ尾の漏ゟ改ひ 大工来中之口の裏板を新
修繕す又を庭ノ入口の板屏を修繕す

建具屋来 新宅 言間のカラリ 二ノ上 元付く
可二命ゟ去伏達ト
午時参内 皇女ハ降誕を祝了 二十宮降誕
鶴山ハ新ク 楊本を訪ふ 鶯園 風雲 柳を他
皆を折且ハ 秘花ニ 藤架ハ 平ニ不倒ス
百花園を訪 風波ニ七草 秋花ニ 盛を開さし 樹
燈ハ 一時長く 暴風 傾倒 漸く一週月ニて 修ニ 整
ニ 種ニ 面白し 主人曰く 昨年ニ 浜ニ 大洪水
片春梅花ニ 時ニ 大雪 今年秋芽ニ 時 大暴風
実国難ニ 命之を励ふ曰 人世皆此 禍を

不免百艱 耐忍ゟ 佳境ニ 見ニ 主人 我慢セヨ
我家 日新 耐忍ゟ 主人 来庵を 勧む 物語 ニ
頼ニ 七命ゟ 援解 言問 園子 ニ 求め
清草 好 花ニ 鼈を 買ひ 晩辰 金市 雨ニ 逢
二十七日雨
ニ ハ不天氣ゟ 昨ニ お徳 悪空 頭痛ニ 裁縫
物ニ 言ふ ニ 午前 好遊ヲ 見舞ニ 昨夜ニ 大熱
安 言ふ 林 弟 咽喉 尖頭 線ニ 白點 ゟ
焼キタルト ニ 解熱 大ニ 快ニ
昨夜大雨 新宅 お 物置の北側 盛土ニ 流湯 仍ニ 之

を疏鑿し中之口の戸側之汚泥を洗濯す実に何れ雨
之降多きに
二十八日
天明頃より雨晴　起頭
漢館書棚より本策を文出し　三條岩倉を嶽齊
彬春山せる手踊を曝す　夫より手写之本又は蠖
堂案後之清を曝乾す。林則徐の書の破れの裁
を補理す
午後十四年吉安伊地方之書雅を所取す
松太郎　竈を破損す　煩婦之のランプを取し

基本を板に石理流れて火を落す早速消去花
哉　此のうちに　鉢し竈に些かの物を修繕空間を成り過す
二十九日　雨
雨大に不来　屋根蔵来り中之寅之木羽葉まし
湯之川忠也より巨大之林檎大錦九ツ　紅色古箱入
しる世者市包者　到着実に珍らしき物
午後買物迄より黒田を訪第一当巨大の林檎を二箇
持来大に百五十匁あり次に八十匁あり　百二十匁之物
載言し第七百二十匁之物は第一廿五匁也
林檎菓物を造る所なり

黒田伯一回寄有相三字回答ニ付ニ下刻十一回陸
し奇徳丸数粒ものみ下刻出しまし此節議會
於初選議員ハ出せしこと
大阪より可市ニ状ニ来ル　きん廿六ヶ与田下刻手ニ
しびまし　而後大熱發調刻丸解熱剤ニ
平常ニ至ニ戸ニ来ル
長政ニ并市内世話ニ濃多地面を買ふ
初ニ記ニ帰ニ　ビール二本　相来
相半大雨難眠相明風起リ又ニ考し
ニ虞あり

三十日晴
昨夜非常ニ大雨ニ相明
大工三人ニ来新宅基ニ相新し板屏を建り
尾師前仰ニ来ル　ニ十居ニ出ル　大磯ニ到荘ニ資数
助ニ和賀ニ至ニ平塚ニ　佐々木ニ洋ニ初院ニ立ト言ふ
大阪可ニ即ニ手帯ニ出ます
午後ニ晴り　上杉ニ説屋ニ下條荷沢　山吉
平田長政ニ来屋
十月下　快晴
大工三人来ル新宅基ニ相新ニ板屏を建り

尾張町新宅ニ而職方上棟尾四段砂上ケ
陰雨后ニ而職方多り折ニ四枚ヲ補フ
夜ハ新宅ヘ物ヲ買ニ出ツ
午後京橋竹河岸ニ而苗樹七尺竹十間六尺
八間及植木三ヶ所縄箱四ツ寸方御茶九人七
表取一円十銭六分八十銭ヲ支払フ
苗田ニ而牛肉鶏卵等ヲ求メ帰る
二日 晴 陰
大工来る ○東京より回状材木屋ニ参り竹垣ニ
柱等 ○午後勝伯ニ到リ邸ニ而面会

晩餐○何宅等ニてロースを持参し山口へ帰り徳
も一寸来り暇乞ニ而鹿児島へ帰る
頗る炎熱 三十九度ニ而寝苦しく
三日 晴 日曜
大坂ん阿部注文之糸織一反 縮緬入羽織一ツ
藥 調剤丸 ニ而小包ニて送る
御旅宅 不思議一番 ○黒田清隆 山縣西郷部部
小倉より山口県三田尻ニ而海水急死之由
澁谷ニ而惜 将材を喪ふ年四十七歳 黒田ハ
多年の懇親ニ而哀悼ニ堪へず

鍛冶橋より色香味三絶し二分五厘京十二號傍老舗
四十弐
四日 晴
京橋竹河岸より竹七六十万六八貫五百束を歩
積む竹撑と纜とを屋二十二百を掃
古藤重助近○今日は重陽の佳辰なり
午後山路氏宅を訪ふ○黒岡より山路勘助
を家祈禱と十分あり無相次
黒岡大吉郎對食す十郎至り寄秋聲の夜鳴
庵氏に同伴し鳥尾氏の話題に終至り興趣わ

しへてこしみ珠しとらぬ花の話あり 千こくらい
かゞの對話なら人花美の注釈しとる一繊収ナド
を依あり
陶器道具屋より買盧を購ふ六円也罕込妙
上海にて 和製衣服等を購求す 火
五日 火曜 雨
雨不可出つ 大八學種を蹊ふ花の客内有息
致命は鈔百円請求す○大工植科は作料の
渡し○伊藤侯英國より今日帰朝
六日 雨

新宅成就ニ付寄酒

大山侯ニ来ル張滄劉両国ニ一分改ニ於合
明ノバ大八ニ於談ニ来ル也 此頃那須ノ海来
ニ之ニ以上独美術館ニ新ニ来ル
此住所ハ乃本三宅坂市区路近路ニ接居
東京府ニ地図一見之事 青井ハ九月帰十七
当地ハ帰四月分書画西洋銀ニ花ニ銭留し
侵鉄ニ之ニ帰ル也 此上ニ夏暗ニ住方唯
南境防風ニ樹木長大ニ此樹ハ移植也
此夜在ニ帰リ
十日 好晴 日曜

川崎ニ行ク大八暑
好晴ニ於滋ニ於竹ニ於梅ニ於三ニ於豊ニ於橋ニ法也 昨
四光 俗車場ノ汽車ニ見ル 見ル ニ於 続三 遊行
内田屋ニ至ル 栗飯ニ喰ル 目黒不動 此翼ノ深サ 見ル
晩天又汽車ニ見ル 前川ニハ付ニ 新橋ノ車
ニ見ル 俗車場ニ着ル 不合 汽車ニ 餘説ニ 陰
索切断 一時中止 案内大駭きせり
海天明月出テ少陽 同宅
伊達宗陳ノ伊香保草津 伊豆ニ遊ビ 安十八数
菜餘来

川崎之印ゟ鮫ゝ礼ニ入

十一晴

朝川島醸ニ行き地和獲ニ付地價ニ評議ニ

お談す比隣ニ織田屋明命ニ市ゟ如ニ

ゟ卵地ニ買ヌ阿部彦の手先ニ一二ニ礼場

師ゟ此ニ屋一坪三十円ゟ五十円ニて評定

段ニ付ゟ從ニ補本ニ此邊ニ本ニ周旋すと云

川島不日鹿児島ニ行くと云

金子孫兵来り基隆ニ不日赴任ニ

基隆総督ニ野津大将ニ演ニ任獲れ

分ニて樺山ニ官宅ニ訪昨夜目白別ニ宿泊ニ

真内閣ニ出頭ニ基隆官制ニ演ニ定ニ

ニ隨ニ不経督ニ地位如ニ

本松町三浦安ニ到り可帝ゟ少数音信ゟ在も

山北小山間ニ瀛東ニ三十ニ雨ニ七八町崩壊

同ニ修繕手郵便物ニ停止ニ説あり故ニ

有ニ説ニ謀ニ郵便電信ニ開通ニ於今

緒方ニ若ニ海大坂ニ入来ニ付ニ毎個ニ渋ニ置ニ

地ニ中矣ニ○三浦基隆ニ不始末隨ニ巡査一同

丸ニ泥坊の如し東京巡査ニ以テ取易ヘニ

悪聲宇内に遍くながんを
源仰目黒村より来り旨より建仁寺所頃を造作
す南人あり七人 九間 六尺八間に協議あり
榎本多嘱に席文大八割正勤送に致分に及
十二日 雨
植木職人雨天に為め不来
午前十字頃より晴 ○今日不思議に事正午
號砲に於て不明雨天にて却向車に於て
べきに如何バ ○半車 降て少く電機不
發内に時間を過き不為事也

榎本より謝禮に状来
十三日 晴
源仰二人来所頃の結
午後京橋高田屋に到り如何鴨を買ふ
黒田を訪不在書君に逢いて如何鴨を贈呈
山路中將に宅を訪ひ明日出棺す焼香を如
手捧ひ唯今神官来御意条を為す次第
至て 中仰ニ付 明日 葬場に於て焼香可致
晴途三田を見屋を鉄瓶四南京二十を買ふ
三田豆腐より豆腐を買ひ 十豆腐 名勢

山下三郎京師より杉葉を家人送来て持来遣
豆腐を煎て食す結構なり
壹日晴
桂木忍沙人来
正午山路之出椎前三田者を最初午後一寺
之歳集を出椎を遣山路者を名刺を持下直青山
に倉送内閣拒絶親任陸不持文武陸姫の野
御人なり山路農将軍之名を不負於廿弐
寺方宮内大臣に廣之所出拝謁し第を談す寺
曰策に名策者れを本国先生方より勤礼を以来

大城者蒼者を行事を遣送之印に教礼を持
ものなり云々
此日男爵門口政定に三宅坂之路路正土地評
資を本を隣宮路方の所を申に事
黒田山縣杉方祠周仁礼川村等陸三浦安等
にあれたりまた立見を濟軍政を略を
戸に前二郎より十日付之書状来に刺に号熟に解
散仕候ニ歳ニ而来安心
十五日晴
桂木二人来ると也此頃所

晩方勝蔵を訪ふ晩乃ち陶邊に生掃沙松山ゆ
昨三十九年肝要之書物を繼ぐ
妻金杉塩湯に山下を見る同行
後園山楓十二楊除大あらし收始ゆ書を
入る
十二日晴
拙本二人来 ○業をきざみ薪に為す
温庵来り甚堂に裏板より洗い初め又新宅
に板壁を生温を塗ぶり
猪之口を生来り美不詢来る大坂まで可
より松茸一瓶暑物一包持来 六八代并に自分
陶会可二郎之近況を聞く
川島来り 今日楠本宅に住出會新宅に敷
地之價評定に付吉井、渡出に報告を請来
仍為 帆使雄父に 大代美年 渡に同所手紙
差出す
養謀を部之書不足兵力使 山谷 清忠公使
銀行之武官にて赴任之事 北京にて可能人に署
を求む大八に面談を要す 神尾に来る五代
之事 稲島安止出し同志之ものに
定

黒田世ノ頃ニ不面白様ニ取リ計ラヒ候ヲ以テ海ニ萌シ有ニ見ヘ候

儀ニ要用ニ出来ル黒田伯ニ無ク古ニ有ニ候ヘ
楠本屋ニ至リ御ク川部ニ断状一書差
出ス 世事ニ対シ恩慮ナリ
黒田面倉米浮のアケビ平田頼ニ到来ニ
酒肴ニアケビ段ニ油徳御肴ニ差出ス石川
来ル一刀 世来鑑定 ロヲ刀モ千ヒ三浦ニ寄ル
尚ニ有ニ有栖川親王ニ伊藤山縣松方西郷
大隈大山ニ書相話安倉ニ至リ黒田ニ
在宅 世将大山ニ大隈ニ面折セリ 後ニ記ス
海道南京ニ差境三十里ニ

世ニ大坂ニ落ニ武ナリ

十七日晴 新嘗祭ノ 拙ノ不来
昨夜楠本ニ来ル 新ニ開鑑地質評定ニ
自然ニ地ニ異地ニ位ニ異ニ有ニ句論ナリ
仍ニ坂下ニ坂上ニ分ニ評議ニ為ニ見ヘ候ヘ先
第一会議ニ付ニ吉井ニ渡ニ出ス
自分ニ参ニ参会ニ付ニ明後日ニ
参昨夜楠本ニ勤静ニ三軒ニ住ス
長淳川口ニ設定ニ他田中ニ兵衛ニ職員三河
書吉井ニ代ニ帰ニ参会ニ付ニ三軒ニ二十四
位ニ見ヘ当ニ言ス

清心侯ヘ参面會不設作在本多御座へ安尚
昨年右手掌ニ腫物出来切開致シ候ニ付
總留居候よし　品川堀田濃観楓和韻三一礼を遣ス
千坂ヲ訪　錬化石屏ニ直ある　を以テ下ノ内雑不
在帰り　大根百本壱円八十銭一間ニ付五百本　刀角ニ下
土田并十銭位り
佐木旧藩督米塩母ニ贈ル　四斗入　香奠一円　山形
京都同西村竟を同内重役ニ遣ス
川村純義伯を訪　止宿ヨリ内閣より基隆港の件
を問ありて　基隆之意見を内陳せんと
ニ来て　内閣総理　硯定カリ　内ニ保存

銀座尾張町古道具屋ニて　洋縫七円ニ
黒田敬之郎前田清麿より杉谷井菊ニ鍾化石
堀直政書取調ノ件　ロ貝亮不加減
黒井ニ寿ノ為ニ河渡ニ来　具相若干
杉大ヨリ硯箱上野ニ御雨傘并　不宜
ニ飛ア　仕事源ニ事ニ至　仙台ヨリ着ス
十六日　晴
野村勘右衛門會　基隆港ニ赴任ニ付　岩井老母
源助二人来り　竹垣を結フ
赤坂ニ温庵来り　隠居所之衣桁を洗ひ

新宅ニ板屏中壁ニ夜ニ生漏ヲ塗ル
午後ニ所青山會葬使ニ木ニ葬式後藤伯
山路ヲ對シテ墓ニ詣
長波旅ニ乃来ル
勘六大八日ニ出ル山下ニ被招ク蒲萄ニ産ル
十九日晴
桂木二人来ル大八ニ智青ニ自ル六人四間ニ行
埴一日ニ結ブ二ツ踏踏可知
金子弥蒲来ル世ノ次是ニ行ク金子
説ヲ曰ク此際伊藤大隈共ニ立朝ニ於テ

政事不成松方ハ法律ニ不熟ニ付諸大
藏ヲ使ヒ緩理ニ伊藤ニ於テ譲ル方運ル
方ヲ直ニ以ル説ヲ来ル
相祝三勘六ニ付ル寄ル洋居
二十日
早晨来ル勘六出發祝ニ新橋ニ送別
基譲ニ一時川村縦智ニ雲行ル
制ハ乃木ニ来ル決行ル風ヲ上ニ乃木
鎮座ニ入ル
桂木ニ二人来ル北面ニ行埴着手ル

可成ハ拾圓ヲ超エサル様ニ相成度旨申出
宿ヲ撰ムヘシ
去ル寿郎内住居人二十五年地代路線
来ルニ付銭名轉遷迄九二乗撿測ヲ見ル
庭師来二人淘挾ニテ雨戸ヲ修繕セシ
向島百花園主人来ル新製ノ茶數十斤ヲ
去ル
浴恩邸午後大来居日暮邸實測ヲ以テ平田町
本宅ハ新ラタニ修理セシ實地見分ノ為赤坂
一ツ木町黒田法網邸ヨリ浴恩邸ヲ區劃測量設ケ

赤坂平川町五丁目街道並ニ隣家ノ際ニ標杭
ヲ打ちたり其ノ分称ヲ松邸ハ赤坂何業ニ伴
表し赤坂渡辺測量添換査隣家喜
打谷町邸ニ至ル一家此等赤坂何状引
川島宅ハ新ラタニ開明ヨリ邸地測量
やかてきて其れより赤坂下ハ標木ヲ打たり
赤坂隼町標木伝ふ川口邊見分伝ふ
長淳出邸佐邸役邸内
實測見中前割断家屋圖面
樹木一一精細相料取調伝え

三十年十月廿六日九時法隆寺
宮島雅兄吋下
此日午前九時松方首相永田町官邸ニ黒田議
長兼ヲ出テ右邸ニ家事ヲ伏ス特ニ来ル
返書ニ出ル
首相邸ニ内閣総時開居大隈外相樺山
内相西郷海相高島陸相清浦法相黒田樞
相不来ヲ蜂須賀父相野村逓相ノ与相ハ
巡回先ニ来ル内東ニ於テ御座ニ居ル極機
密ニ与前ニ申ス如ク大隈ニ意見閣議ス

上ニ於テ取ラ人欲午後二時大隈外相ニ於テ各
相ハ四時退散
此会議ニ於テ西郷海相高島陸相ニ施行ス
議ハ見合セ樺山内相ニ足ル京都ニ限
リ於テ
公同会ニ樺山高島山ニ改府ニ於テ党ニ組織
セシ事ニ三派合同ニ称セシ且ハ國民党自由党
与派ニ脱党ニ人人ニ集会ス議員倶楽
部派ニ於テ好ニ来ル賛同ニ参ス場合ニ至
ル氣焔ハ揚ラザ

十月[illegible]

各省経常部
○一億三千七百六十五万六千餘圓
各省臨時部
○一億二千百十七萬九千餘圓
合計金二億五千八百八十三萬六千餘圓

之ニ對シ
歳入總額
○二億六百八十九萬四千餘圓ニ不過
實ニ歳入不足ハ
五千百九十四萬餘圓之
此ニ於テ大藏省ハ新内閣組織ニ先チ對ニ[illegible]
得ラル丈ノ削減ヲ加ヘ
二千八百餘萬圓ノ減額ヲ決行シ
臨時事業部ヲ合シテ
六億三千二十二萬五千餘圓ニ査定シ得
人
ト雖歳入ハ不足
二千三百三十三萬千餘圓ヲ算出セリ
然ルニ大藏省ノ査定案ハ大綱ニ於テ政府ノ流
認スル所ナリシモ内閣諸省ハ各自其ノ要求書
ノ通過ニ際シ復活ノ要求ヲ續出シ又都合
兩省ノ要求ト云ヒ三百萬圓ニ近キ清治ヲ見ルニ
實際ノ歳入不足モ二千六百萬圓ヨリ以上
甚シ明年度ノ豫算ハ既ニ十分財政緊
書ヲ表示スルノ如キ所ノ慨嘆ノ上ニ於テ行政劃ニ務メ
約三千六百十餘萬圓ヲ削減セントスル故ニ歳出

歳入総額
○二億六百八十九万四千餘円ニ不過
ハ
実ニ歳入不足ハ
五千百五十四万餘円ニシテ
此ニ於テ大蔵省ハ予テ勅議ノ方針ニ基キ先キ
課シタル予算ノ削減ヲ加ヘ
二千八百餘万円ノ減額ヲ決行シ
臨時事業部ノ会ニ於テ
六億三千二十二万五千餘円ノ支出ヲ減シ
ト結局ノ不足
二千三百三十三万千円餘円ナリ
然ルニ大蔵省ノ主ナル事業ニ於テ公債ノ流
通スルト難カリシモ尚ホ内地債募集ノ経費全部ヲ書
ノ開成ニ際シ療治ノ為ニ得出シ工部省ノ
而シテ将トシテ三百万円ヲ近キ清治ヲ期シテ
賞与ノ歳入不足ハ
募シ明年ヨリノ諸事業ハ既ニ十年制限ノ経
書画モ支出スルト如キ年々増加スルニ従テ為ニ新年
度ノ約三千六百十餘万円ヲ削減セントス故ニ歳出
経費ニ於テ其実ヲ示サントスヘカラサルニ当リテ
巨額ナル減出ヲ見ルヘシ然レハ政府ハ先ツ
民力補充ノ不足ヲ図ルハ言フヲ待タス重ニシテ官制
改革ニ伴フ経費ノ膨張ヲ制シ
保護政策ニ附随シ回庫保護金ノ
増加シ以テ結果ニ外ナラサルヘキ

午後一時後正元黒田活秀代理隣瀬兼当
吉井伯代理帖佐権外相当し満地所地價評
定大抵当者来買ひ来る五町ハ二十五日
後ハ二十七日黒田ハ三十円ニ現場ニ於て
正價ハ三十五円ハ正当ならん仍当四十円ニ書ニ取り
可然と評決然ニ今川当り吉井ニ実地測
量標不ニ打ちはなし四人同道見分し多数
より黒田後吉井当町ニ割し当分割し南境
一二尺を除し我邸地ハ寸地も収用無之境
雲島家ハ萬歳を唱へて散会す

去九月十七日一区役所書以下ニ於て別苦心
酬ニ事ハ浮雲散共織ニ於も取り消滅せり之
を何ニ言ハ唯論題舞踏し当ニ止む仍当正
役所ニ建書を写す紀辰を称す
今般本区三宅坂より赤坂川外ニ掛ケ市区
改正ニ設計ニ依り道路取擴ケ相成ハ有
東京市参事會より訓令有之尤買収
地件ハ實測ニ上御達可相成其際相
当代價及建物移轉料請求書可許
差出ハ様ニ於て来る此あり及ニ達也

三十年
十月十七日
午前十時自宅ニ於テ
内閣総理大臣
伯爵山本権兵衛
拝謁ヲ賜ル
二十二日
午前十時
海相ノ招キニ依リ
海軍大臣官邸ニ
午後七時首相官邸ニ
午餐ノ饗ヲ受ク
午後七時首相官邸ニ於テ
内閣総理大臣
伯爵山本権兵衛
拝謁ヲ賜ル
二十三日
午前十時
海相ノ招キニ依リ
海軍大臣官邸ニ
午後七時首相官邸ニ
午餐ノ饗ヲ受ク
午後七時首相官邸ニ於テ
内閣総理大臣
伯爵山本権兵衛
拝謁ヲ賜ル
二十四日
午前十時
海相ノ招キニ依リ
海軍大臣官邸ニ
午後七時首相官邸ニ
午餐ノ饗ヲ受ク
午後七時首相官邸ニ於テ
内閣総理大臣
伯爵山本権兵衛
拝謁ヲ賜ル
二十五日
午前十時
海相ノ招キニ依リ
海軍大臣官邸ニ
午後七時首相官邸ニ
午餐ノ饗ヲ受ク
午後七時首相官邸ニ於テ
内閣総理大臣
伯爵山本権兵衛
拝謁ヲ賜ル
二十六日
午前十時
海相ノ招キニ依リ
海軍大臣官邸ニ
午後七時首相官邸ニ
午餐ノ饗ヲ受ク
午後七時首相官邸ニ於テ
内閣総理大臣
伯爵山本権兵衛
拝謁ヲ賜ル
二十七日
午前十時
海相ノ招キニ依リ
海軍大臣官邸ニ
午後七時首相官邸ニ
午餐ノ饗ヲ受ク
午後七時首相官邸ニ於テ
内閣総理大臣
伯爵山本権兵衛
拝謁ヲ賜ル
二十八日
午前十時
海相ノ招キニ依リ
海軍大臣官邸ニ
午後七時首相官邸ニ
午餐ノ饗ヲ受ク
午後七時首相官邸ニ於テ
内閣総理大臣
伯爵山本権兵衛
拝謁ヲ賜ル
二十九日
午前十時
海相ノ招キニ依リ
海軍大臣官邸ニ
午後七時首相官邸ニ
午餐ノ饗ヲ受ク
午後七時首相官邸ニ於テ
内閣総理大臣
伯爵山本権兵衛
拝謁ヲ賜ル
三十日
午前十時
海相ノ招キニ依リ
海軍大臣官邸ニ
午後七時首相官邸ニ
午餐ノ饗ヲ受ク
午後七時首相官邸ニ於テ
内閣総理大臣
伯爵山本権兵衛
拝謁ヲ賜ル
三十一日
午前十時
海相ノ招キニ依リ
海軍大臣官邸ニ
午後七時首相官邸ニ
午餐ノ饗ヲ受ク
午後七時首相官邸ニ於テ
内閣総理大臣
伯爵山本権兵衛
拝謁ヲ賜ル
十一月一日
午前十時
海相ノ招キニ依リ
海軍大臣官邸ニ
午後七時首相官邸ニ
午餐ノ饗ヲ受ク
午後七時首相官邸ニ於テ
内閣総理大臣
伯爵山本権兵衛
拝謁ヲ賜ル
二日
午前十時
海相ノ招キニ依リ
海軍大臣官邸ニ
午後七時首相官邸ニ
午餐ノ饗ヲ受ク
午後七時首相官邸ニ於テ
内閣総理大臣
伯爵山本権兵衛
拝謁ヲ賜ル
三日
午前十時
海相ノ招キニ依リ
海軍大臣官邸ニ
午後七時首相官邸ニ
午餐ノ饗ヲ受ク
午後七時首相官邸ニ於テ
内閣総理大臣
伯爵山本権兵衛
拝謁ヲ賜ル
四日
午前十時
海相ノ招キニ依リ
海軍大臣官邸ニ
午後七時首相官邸ニ
午餐ノ饗ヲ受ク
午後七時首相官邸ニ於テ
内閣総理大臣
伯爵山本権兵衛
拝謁ヲ賜ル
五日
午前十時
海相ノ招キニ依リ
海軍大臣官邸ニ
午後七時首相官邸ニ
午餐ノ饗ヲ受ク
午後七時首相官邸ニ於テ
内閣総理大臣
伯爵山本権兵衛
拝謁ヲ賜ル
六日
午前十時
海相ノ招キニ依リ
海軍大臣官邸ニ
午後七時首相官邸ニ
午餐ノ饗ヲ受ク
午後七時首相官邸ニ於テ
内閣総理大臣
伯爵山本権兵衛
拝謁ヲ賜ル
七日
午前十時
海相ノ招キニ依リ
海軍大臣官邸ニ
午後七時首相官邸ニ
午餐ノ饗ヲ受ク
午後七時首相官邸ニ於テ
内閣総理大臣
伯爵山本権兵衛
拝謁ヲ賜ル
八日
午前十時
海相ノ招キニ依リ
海軍大臣官邸ニ
午後七時首相官邸ニ
午餐ノ饗ヲ受ク
午後七時首相官邸ニ於テ
内閣総理大臣
伯爵山本権兵衛
拝謁ヲ賜ル
九日
午前十時
海相ノ招キニ依リ
海軍大臣官邸ニ
午後七時首相官邸ニ
午餐ノ饗ヲ受ク
午後七時首相官邸ニ於テ
内閣総理大臣
伯爵山本権兵衛
拝謁ヲ賜ル
十日
午前十時
海相ノ招キニ依リ
海軍大臣官邸ニ
午後七時首相官邸ニ
午餐ノ饗ヲ受ク
午後七時首相官邸ニ於テ
内閣総理大臣
伯爵山本権兵衛
拝謁ヲ賜ル
十一日
午前十時
海相ノ招キニ依リ
海軍大臣官邸ニ
午後七時首相官邸ニ
午餐ノ饗ヲ受ク
午後七時首相官邸ニ於テ
内閣総理大臣
伯爵山本権兵衛
拝謁ヲ賜ル
十二日
午前十時
海相ノ招キニ依リ
海軍大臣官邸ニ
午後七時首相官邸ニ
午餐ノ饗ヲ受ク
午後七時首相官邸ニ於テ
内閣総理大臣
伯爵山本権兵衛
拝謁ヲ賜ル
十三日
午前十時
海相ノ招キニ依リ
海軍大臣官邸ニ
午後七時首相官邸ニ
午餐ノ饗ヲ受ク
午後七時首相官邸ニ於テ
内閣総理大臣
伯爵山本権兵衛
拝謁ヲ賜ル
十四日
午前十時
海相ノ招キニ依リ
海軍大臣官邸ニ
午後七時首相官邸ニ
午餐ノ饗ヲ受ク
午後七時首相官邸ニ於テ
内閣総理大臣
伯爵山本権兵衛
拝謁ヲ賜ル
十五日
午前十時
海相ノ招キニ依リ
海軍大臣官邸ニ
午後七時首相官邸ニ
午餐ノ饗ヲ受ク
午後七時首相官邸ニ於テ
内閣総理大臣
伯爵山本権兵衛
拝謁ヲ賜ル
十六日
午前十時
海相ノ招キニ依リ
海軍大臣官邸ニ
午後七時首相官邸ニ
午餐ノ饗ヲ受ク
午後七時首相官邸ニ於テ
内閣総理大臣
伯爵山本権兵衛
拝謁ヲ賜ル
十七日
午前十時
海相ノ招キニ依リ
海軍大臣官邸ニ
午後七時首相官邸ニ
午餐ノ饗ヲ受ク
午後七時首相官邸ニ於テ
内閣総理大臣
伯爵山本権兵衛
拝謁ヲ賜ル
十八日
午前十時
海相ノ招キニ依リ
海軍大臣官邸ニ
午後七時首相官邸ニ
午餐ノ饗ヲ受ク
午後七時首相官邸ニ於テ
内閣総理大臣
伯爵山本権兵衛
拝謁ヲ賜ル
十九日
午前十時
海相ノ招キニ依リ
海軍大臣官邸ニ
午後七時首相官邸ニ
午餐ノ饗ヲ受ク
午後七時首相官邸ニ於テ
内閣総理大臣
伯爵山本権兵衛
拝謁ヲ賜ル
二十日
午前十時
海相ノ招キニ依リ
海軍大臣官邸ニ
午後七時首相官邸ニ
午餐ノ饗ヲ受ク
午後七時首相官邸ニ於テ
内閣総理大臣
伯爵山本権兵衛
拝謁ヲ賜ル
二十一日
午前十時
海相ノ招キニ依リ
海軍大臣官邸ニ
午後七時首相官邸ニ
午餐ノ饗ヲ受ク
午後七時首相官邸ニ於テ
内閣総理大臣
伯爵山本権兵衛
拝謁ヲ賜ル
二十二日
午前十時
海相ノ招キニ依リ
海軍大臣官邸ニ
午後七時首相官邸ニ
午餐ノ饗ヲ受ク
午後七時首相官邸ニ於テ
内閣総理大臣
伯爵山本権兵衛
拝謁ヲ賜ル
二十三日
午前十時
海相ノ招キニ依リ
海軍大臣官邸ニ
午後七時首相官邸ニ
午餐ノ饗ヲ受ク
午後七時首相官邸ニ於テ
内閣総理大臣
伯爵山本権兵衛
拝謁ヲ賜ル
二十四日
午前十時
海相ノ招キニ依リ
海軍大臣官邸ニ
午後七時首相官邸ニ
午餐ノ饗ヲ受ク
午後七時首相官邸ニ於テ
内閣総理大臣
伯爵山本権兵衛
拝謁ヲ賜ル
二十五日
午前十時
海相ノ招キニ依リ
海軍大臣官邸ニ
午後七時首相官邸ニ
午餐ノ饗ヲ受ク
午後七時首相官邸ニ於テ
内閣総理大臣
伯爵山本権兵衛
拝謁ヲ賜ル
二十六日
午前十時
海相ノ招キニ依リ
海軍大臣官邸ニ
午後七時首相官邸ニ
午餐ノ饗ヲ受ク
午後七時首相官邸ニ於テ
内閣総理大臣
伯爵山本権兵衛
拝謁ヲ賜ル
二十七日
午前十時
海相ノ招キニ依リ
海軍大臣官邸ニ
午後七時首相官邸ニ
午餐ノ饗ヲ受ク
午後七時首相官邸ニ於テ
内閣総理大臣
伯爵山本権兵衛
拝謁ヲ賜ル
二十八日
午前十時
海相ノ招キニ依リ
海軍大臣官邸ニ
午後七時首相官邸ニ
午餐ノ饗ヲ受ク
午後七時首相官邸ニ於テ
内閣総理大臣
伯爵山本権兵衛
拝謁ヲ賜ル
二十九日
午前十時
海相ノ招キニ依リ
海軍大臣官邸ニ
午後七時首相官邸ニ
午餐ノ饗ヲ受ク
午後七時首相官邸ニ於テ
内閣総理大臣
伯爵山本権兵衛
拝謁ヲ賜ル
三十日
午前十時
海相ノ招キニ依リ
海軍大臣官邸ニ
午後七時首相官邸ニ
午餐ノ饗ヲ受ク
午後七時首相官邸ニ於テ
内閣総理大臣
伯爵山本権兵衛
拝謁ヲ賜ル

[illegible]ハ秘密ヲすべしとの事なり

一非立憲動作ハ斷シテ為サヽル事

一内閣ノ統一ヲ期スル為メ異分子ヲ調法スル事

一財政ヲ整理シ經費ヲ節限スル為メ豫算ヲ再調査ス事

一臺灣統治ノ方針ヲ變更シ弊政ノ根本的革新ヲ圖ル事

一會計檢査院ニ行為ヲ肅分スル事

以上ニ條件内閣ニ要求シ為メ交渉委員トシテ犬養毅長谷場純孝ノ両從務委員ニ楠本正

隆旭山和文中村弥六大竹貫一ノ四氏ヲ加ヘ公然此決議ヲ松方首相ニ交渉スルニ決セリトシテ

二十三日雨

昨夜半ヨリ氣候寒氣ヲ增セシ根見ヶ果ヲ不天氣降雨ハ代子不快来附

新宅元調ニ一ヲ

兼ヲ伴判ニ進ム事業ニ委員ニ前ノ所楠本正隆長谷場純孝等松方伊藤邸ニ向ヒ旭山和文後ハ同邸ニ赴ヘ陳述ヲ和ヲ午後前進ム公同両流旭山ニ最後ニ議

從賀同治延引
中央新聞ニ大隈辭ニ依テ記載ニ長政
四郎ニ大岡ニ中橋ならんと豈知らんや
此事ニ政海搖動
廿五日時
桂木職ニ入来
内閣ニ政進黨より忠告提議ニ
右ニ大隈ニ諫反打方ニ難ニ伊藤ニ
媚ニ如シ更肥前人ニ手段ニ除らしからず
皆大隈ニ公園ニ志打宅ニ叩き伊藤ニ面

陸進黨ヲ入レ世ハ十一議會政府多數ヲ占メ難シ増税ニ差束
政進黨ヲ入ルシ

會此間ニ志懷ニ為ニ
伊藤大隈面會ニ後三面ニ打方ニ叩き
陳ニ其相ニ大機ニ陶ニ言ニ
午後芹沢入来息ニ高利屋三郎五十
円ニ増加し入深數雖ニ厚意ニ依田町ニ地
和ニ奇却し僕財ニ償却ニ就旅評決ニ
陳ニ出ル入深ニ破産ニ氣ニ毒ナ事ニ
芹沢ニ頃ニ進黨ニ博物ニ送ル事
増税問題ニ始ル之ニ用ヲ置テ増税ニ相
此案ニ用ヒ置テ増税ニ許可ニ大手

増税成ルト雖ニ
政府隆慶ノ
五ヶ條問題實
行スベシ 此度ハ
実ニ大驚ナリ 云々
京ヨリ二ノ八年

房ノ手ニ然ケ場ニ
山府市政ニ下條ヲ見ルニ例層ニ從ヒ小集山ニ
并次長政我ヲ十場ニ旅行中 掃崎ニ急用
ニ出来断ニ候ヒ 將ニ當ニ上杉家ニ次第
あり。○内屋ニ平川天神ニ集ル菊花十五神ニ来ル
廿六日 火曜
柱木職ニ来
昨来 集作 二重 拵ニ黒田侯ニ訪細君昨夜
發熱三十九度 ニ三十八度 減ニ昨夜ニ
納多少ニ脇尖ニ恐ありて

文二十八年

黒田同ニ世頃政海ニ教陵瀾聲之ニ辭ニ入ニ登
所ニ新来ニ出ニ入ル 喧譁ニ不具ニ昨夜ニ書
ニ不快ニ不嘗四字迄ニ書家問題ニ記載
し為 備忘ニ供ニ候ヒ 黒田内ニ能有ニ
云々ニ所 ○黒田伯曰ニ大隈ニ出閣ニ
ニ擇山ニ於ケ方官邸ニ訪ヒ 宴談三十分ニ為
島官邸ニ訪ヒ 大隈ニ午前十時ニ
ニ訪ヒ 黒田ニ 所松方ニ訪同邸ニ辭
し為 ○公同房ニ擇当ニ氏ニ組織ニ和人物
所 人物ニ改進黨ニ あり

二十七日

桂木三人来南境桂之木ハ八ヶ之一極ニて枝ヲ以テ
ニ枝而可愛 源川新宅 金水場 水神ヲ騎
戴之基ヲ合 鶴木之三股ヲ創造中ニ趣向美
なり

午後勝ヲ訪ル近来之政海ヲ誤ル杉方内閣も
再敗如何ナラン 人也ニ成行ヲ覚ル事ニ而見ル
新ニ談論 彼勝ニ黒田之妻ニ病気ヲ報ス
大八張論ヲ叩き 杉一学源 陶野同岳ニ馮国
障不ル天津ヲ謂ヲ言ス

裏商務以下大石正巳ハ裏商務大臣ヲ自称ス 旭山衆議員議ハ司法大臣ニ論ス 大石ハ伊藤ヲ来ス 追掛ニ金庫ヲ掛ル所数話 京ニ

公同会ハ明朝ニ事務所ヲ 佐木正義 綾井武夫
重野謙二郎三人氏 昨夜杉方首相ヲ訪問 義
此案ヲ 勝物ヲ 断ニ政府当急ナラズ
一 大隈伯ヲ退問セラレタ事
一 進不当黨ニ決議ヲ 峰拒ニ事

二十八日

旅ニ中学校ヲ 鎌倉日行軍ニ 来ル 出宅
午前 鶏卵ヲ 以相黒崎夫人ニ見舞ニ 新来紀
昨夜解熱 漸快方ヲ向ス 伯爵ヲ不在
此直ニ 内宅

写ヲ撮ラス　六年　一圓ナリ
晩来湖月ニ會ナ　岩倉銀行ニ　瀬下　長井　知人
ニ招カル　千坂　前氏　毛河来　在リ
三十日　土曜　晴　日曜　七十度
今日ハ旅第一ノ暖氣ナリ
祝ニ行軍ヲ御出
夜千駄ヶ谷ニ満壽宅ニ到ル　新井家　石原氏揮毫ナリ
御岳山下ニ意アル　徳母来ル　九月来ル　英
西山ヨリ来　低ク下ル　旦　風邪未愈
御宅相生ヨリ風邪ノ新宅ニ　岩倉　風邪ヲ推揚

難眠　右顎ノ鐘大事ニ到リ　神田　言ヲ聞キ出テ継ケ
而為体冷氣難耐
三十一日　日曜　風雪ナシ
昨天女風火事　大蔵　川口　井戸ノ鉤雜ヲ
買ヒ池ノ端ニ到リ　斎藤丸　無腰七
求む
根岸経師屋ニ到リ　倉若　大幅三枚　両面
庚申ノ件ノ購二枚　写ヲ摘ム　山下　数
上　ナリ
開　晩　

之事無之候

十一月一日

早起枕上大八ニ而学披閲之積ニ候ヘ共無事詩

頭書之書ニ茨集衆人ヨリ申事ニ候 亦是一詩

書堂亦掃除之所行届清浄潔 白及余等

去年側之壁亦掃除又新開菊花之移植

皆亦以鉢之菊花分移ニ相成

黒田伯ヨリ鯖魚ヲ并 山岳画ノ詩

葛飾郎之呉那ヲ移山来スル 詩

二日晴於岳寓

ニ舒之南邦ニ厳粛如雪 日出営滿如雨

新宅菊花之雪除ヲ為シ大隅之戸ヲ閉

源卿ヨリ一笑源卿ニノ手向之様子

大山ヨリ来翰

[illegible]

之気候ニ感セシ[illegible]紅葉[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

十一月二日

山巌

兎尾嶋篁軒
志賀某之奉官

寛堂先生至帰之
傍らに某と某の所ありて祖父命じられしも旅中
一昨方より候師増地代評判ニ為め色々放蕩
乃書漢差出し近傍ハ我師地代を拵へ
ふ傍小年之傍地代増加し申き近傍ト居を
寸踏飛ばさん事あり
三首
天長節佳辰なれハ此大喪中猶咲かし
陽々立て刀詠
暁天大山ニ行く園庭徘徊年々紅葉とるへり新築之

君宅徒猫中之立臥不利晩翠収楼上談話
十時頃御宅
大山日伊藤ハ昨年已に織成第一四五条二三年町吉
柳川王政を手に始ニ別委を以而少佐おかれ
政治ニ不及直ちに起居なりとの事ニて
伊藤山縣松方大隈西郷之なれ予大隈真意
ニ回すアナタ方ハ若き都ニ而政事ハ議論葉ニ政居
と通信来之おれも事件退ルトPを珍しきおれテニス
とお几派ろ自中議員ニ従擬聯たも見
甚し分体之大局頓而方針を定めざるし悲しむ
段事なれ所行ハ御静し予も行を謹みたら
人之徳男之書方而実に十年高齢四十上ハ
之年中議会ノ従攘之遂見之但初めより大概言ふ

山縣大隈ニ對外硬ニ如何ニ大隈屋ニ當
ニ於テハイカヌヨウセシ故人ハ議セシ山縣ハ巨極靜
和ニ見ヘタリ
方今ノ第一議ノ人物ハ伊藤井上山縣黒田西郷大隈ニ
千他拓方板垣ニ此所ニ第二ニ等ニ人物ハ平力ニ
伊藤ハ慾モナシ偏頗ハ有ル古居東西ニ宿ル故ニ非
常ニ人ニ長州第一ニ等ニ人即チ天下第一ニ等
ニ人ニ
井上大膽雄斷其所ハ所謂為必ス其結局ニ為
ス其有力有為ハ其比ニ不見
山縣嚴正情密事ニ當テ罪ヲ疎明セス
黒田西郷ハ識力先見ニ
大隈ハ才幹非常ニ
拓方ハ俗人ニ自家ハ十分ニ財産ニ富ニ至ル事ニ
評ニ政事ニ為ニ人ニ知方針ニ立ル不能ニ
樺山ハ狭隘ニ
對外硬ノ稱ハ大隈在野ニ時政進黨ニ政府ニ
攻擊ニ為ニ始ニ新稱ニ
後入齋ハ井上ハ用事ニ拓方ニ卓然セリ拓方ハ自家ニ
綱名ニ不知ニ為ニ後入齋ニハ何ニ言ヘル又何ニ理
也ヤト是ニ云ヘリト
大隈ニ此段增稅ニ自らも立業ハ同意ニ中間ニ
論鋼ハ如ク先ヨリ来ル子ハ西郷ノ最出者ニ於テ見ル
ニ出者ニ於テ進黨ニ忠義ニ於テ保ハ
一ツ条ニ云ヘ樺山ニ於テ簡ニ見出ナズ
内閣流一ノ為ニ異ニ於テ大臣ニ退ケヨトハ老僧ニ奴
政ニ要ニ財政經費ニ節限ニ又ハ云ヘ言ヘ會計檢査
院非立憲的節作ニ云ヘ一トニテ難ニ義ニ
進ニ黨ニ政府ニ從ヘ拓ニ絶ヘ大隈ニ獨リ内閣ニ

昨日進出堂代議士総會現内閣ト提携ノ総之ノ五十六名反對志薩長埼ホ三名西郷濱大臣歸京

[illegible]

[illegible]

[illegible]非常ニ失暑ニ遂ニ真血出道ニ于ル脚氣ニ成リ又下痢ノ生厥冷ニ陵ル日ニ眼疾則底轉地療ニ長ニ肝要ナルベシ○大坂ニ一事ニ出テ夜ニ入リ大八当所ニ入ル報ニ評判

九日 雨

[illegible]雨ニ成リ ○進出黨尾崎行雄[illegible]

[illegible]前遍信省ニ於ケル[illegible]船局長佐藤秀顯ニ面會ニ請ふ不在史次官陸木大亮ニ面會委細囑托依頼内務省ニ[illegible]可運ニ[illegible]

江木[illegible]ニ[illegible]ニ寄リ[illegible]價三円五十錢[illegible]

[illegible]

[illegible]

長[illegible]海軍醫師ニ[illegible]

[illegible]

[illegible]大隈外相ニ[illegible]

十月[illegible]

大隈辭職[illegible]大隈ニ[illegible]

大隈辭職[illegible]

大隈最初ニ出身經理[illegible]一掃ニ

組織一種ニ流義[illegible]最少し

永持し置政理之方針あべし
大隈に為御心之勸ニ依り出身ニ付ハ始終劍時
之憂を免ル迄御進の如き政理ニて特ニ
奏す勝ずしてこの勢あるを到
道ましも始ハ事理無矩ニ非職ニ赴
公同會ニ人物ハ人物進ニ無ニ
六日
大隈外務大臣羅織進達
大八大阪行之命ニ付ハ第一可ニ御服疾之投
ニ至中流事ニ付ハ葉訓自分一案大坂醫師

之後らんと愛起ニ付ハ仍ニ者案ニ先ニ靈投之臨
起居を訪ひ二年大八回
服疾イカヽ帰来療治セヨ手細手感
黒田一書を書ハ沈男之服疾を散し投
染遍後沈落依舊管船ニ向長ニ配意を奏す
如右
七日曇
午前黒田を訪ひ難為此ニ而来ニ年ニ一円午飯を
被供勝俗服紀之機動実疏を極山院ニて板
印ニ付ハ一部ニ贈

仙基坂仙華園看菊花
麻布本村町訪渡邊子爵 暫時暇候相使題
弄大機之詩如何 近況之候 略激昂 得
之風采 陸奥の和中詩等 此前國成
吾如何 陸奥日到底 成伊敬之板垣又
打方之大隈之組 尾ハ美術の僧長 ニ来ル
歌 居り 陸奥又 語つて 先 板垣 退いたら
先内閣ハ 前ニ 陸奥日ニ 先 板垣 退いたら
ダ ニ 大人 笑 笑 但し 打方 ニ 愛ニ 言ふ者ハ
宅ニ クルナ ニ 此 付ケ 置ク 打方 ニ せ 二年 モ

モ 多セリ ニ 申 ハ 愛 同感 ナリ ニ 申 ナリ 語ル 此 ハ
亡國 ニ 至 ニ 時ハ 出て 敬 ハ 人 ニ 意 氣 ニ 出 ナリ
此 大隈代ニ 西外相 ニ 得 ナリ 大切 ナリ 西 思慮
ナリ 人 ナリ
勝 ニ 訪 ニ 晩 ニ 物 宅 ニ 上 ニ 泉 ニ 流 ニ 氣
八日晴
ニ 持 ニ 横須賀 月 ニ 宅 代 東 郷 平 ニ 明 石
號 進 ニ 式 ニ 能 ニ 場 ニ 案 内 ナリ 小森 得 ニ 諭 ニ
ニ 新 橋 七 時 ニ 十 ニ 濱 ニ 持 ニ 横須賀 ニ 着
横須賀 ニ 西 郷 海 軍 大 ニ 小 芝 濱 ニ 口 乗 ニ 鉄 銘

同行ニ第一ノ山ニ於ケル英ニ取リ回航シ新甲鉄戦闘艦ニ
富士艦ニ觀覽致ス大臣ニ坂ニ從ヒ行ク富士艦
ニ到リ艦長三浦功刻長齋藤實等ニ出ヲ見テ
巨細ニ觀ル噫ニ驚ク計リ九時ニ内閣賀相方樺山
ニ新野村ニ伊藤信ニ乃木稅拔ニ舉ケ高上陸
昭石宇進ニ成式ニ至ル席ニ海ヲ渡ル宇府ニ至ル尚
又嵩澤一日葉車ニ於ケル九時新橋ニ協宅ニ
日ニ車ニ輪橋ニ盛車ニ至ル宮様始め一同ニ觀
ニ於ケル○今日ニ好時海上ニ景実ニ好し
九日快晴

午後快晴ニ無し圓子坂ニ生菊一見根岸徑師屋ニ
新ニ掛物表具ニ從ヒ促し雲霞ニ絶ス長段根大塚宅
熊花織然閑息不快根醫志驗抽ヲ子ニ来ル
十日
伊藤第一船局ニ至リ可二ヶ家蘇ニ參ル中来リ最早大
犬ニ至ル高ニ至ル京都ニ遊觀楓ニ同僚諸川ニ出掛位
ニ至ル無意ニ不及醫志ニ遊天ニ敬言ニ告リ大ニ稱賞
ハ夜最早程快ニ至ル中来ル
ニ至ル新宅ニ休ム能一花ニ談し
十日曇ニ石雨晴天少し雨ニ晴

今日は第一酉の日なり好吉なるゆへ新宅落成之宴を
開く親族を會す
庭前掃除打之枯葉を採り合歡木を移植す
是ハ山次伐採 又ハ木抱ハ門割ハ少波
晩方小森淳都長政河鍋お必じ 山下母おそく三郎
上泉恵孫おさこの黒井師二郎妻を招く 各土産あり
料理ハ玉川より 花朝ハ振之 数式三番四番波
を觀し床上ハ福祿寿之抽物を舞ひ 祝す
十二日晴
午前 劉雨田 一年 一ヶ年 祝ハ面會ハ事 以ハ封候

をとこ云ふ 所屬ハ 東洋之形勢を談す
午後白金佐藤菅船局長ハ 可二郎 謝礼ニ参 匡半
ゲ上ハ 指ハ来ハ人ハ 昨夜ハ村 神戸水産博覧會採ハ
営状ハ 氣ハ 事ハ 不在
陶金黒田ハ人ハ 風月堂第ハ 石和ハ 其ハ 尺舞ハ 千ニ臓
ハ 糠屋流出ハ 事ハ 寒ハ 晩食 陶電
可二郎 食ハ 拙作ニ 頼ハ 先ハ 女心波ニ事
十三日 好晴
昨夜 月金ハ 奉ハ 老氣ハ 帰り 頼下 禰三回
波新ハ本ハ 讀ヒ 山下母 庭前紅葉 来觀

午後三時長政久々園觀菊花下修山吉書芽
沢を一座宿二階より落怪我にて不来不慮之災難
之千坂も風邪にて菊花に美なるに開く終身の丹誠
[illegible]著を言ふべし

十四日

[illegible]亂穴を塞ぐ中庭の鎧あをなり。洗硯。小刀研
大八持来る石摺を土藏に收む
恵孫が湯が竹を園子坂に連れ行
可二郎大坂より手紙来る。七ッこを京都觀楓大樂にて
[illegible]

大八横田より金談張論来
芽沢に書状を以て見舞　四郎右火事大八[illegible]
見舞大横田より張論より揚子江に鱖魚を寸漬の贈来
十五日好晴
午前船橋に菓子を買ひ芽沢を見舞[illegible]
うの[illegible]脇を不御書
蝦蟆町に[illegible]古家を譲り[illegible]代に新鉄橋を一見
後ノ初め洲崎遊廓一覧物[illegible]平沽[illegible]一杯を
勧む。大八横田より金策二百円

十六日

朝起　小寺来ル揚ノ除　キヨハ本境学校ノ錬化ニ参ル
廿一日　長政ヨリ甘鯛二ツ贈来
午前ヨリ降雨
徳川慶喜公ヨリ家扶保田二郎ヲ以テ今日静岡着
ニ付仍テ八日申告ノ趣ニテ伯仕度之書類
ヲ二通写之差出ス徳川家扶ヘ遣スヘク理ヘ送ル段候
勝安芳ヨリ書状ヲ持参勝ヨリ返翰アリ
晩食一飯菜ヲ取テ寝起
十七日雨来ル
徳川公爵ヨリ書状来ル　呼ニ遣ス　参ル

午後勝ヘ訪　晩食　○伊東伯ヨリ見舞ニ送
之備中ノ御作品ヲ贈ル
勝ヨリ薩州旅行ノ杉浦殿送ルヘク持寄ノ貸
時蘭書横浜ヘ筆耕之備ヲ頼ムヘク薩摩
後来ル　則井上正九郎来リ之筆耕ニ頼ムヘク約束
公ノ書類之原図成ルヘク出来　薩ヨリ江戸ニ間諜
ヲ深山ニ留置候ヘシ
同市大坂ヨリ横浜ニ往復上ル　後ヨリ勝ヘ揮毫ヲ依頼
三枚ヲ送ル
十八日晴有風　午後曇

廿五日 九州大演習写真[illegible]地蔵[illegible]長
崎[illegible]陶大均通辯[illegible]
君[illegible]到来[illegible]椿油[illegible]刀剣[illegible]
[illegible]百[illegible]年[illegible]供[illegible]
[illegible]首[illegible]晴[illegible]
[illegible]大砲演習[illegible]○[illegible]
夜[illegible]二字[illegible]
十九日 雨
梅林寺[illegible]新宅庭[illegible]
目黒[illegible]帰[illegible]十[illegible]雨

九州大演習
写真集

古文辞[illegible]表題[illegible]書ス
山[illegible]二四十餘
[illegible]雨如梅天。[illegible]
大[illegible]。十二時[illegible]起[illegible]
二十日 晴
大工来[illegible]新宅[illegible]
[illegible]数[illegible]堅固[illegible]補填[illegible]
大八[illegible]張[illegible]七名 大八[illegible]
[illegible]
[illegible]一[illegible]

今般より根岸へ帰り植師原山中兼吉氏帰り
被参候清使誠候二幅壹對山中ニ宿ねさうもなき
從宗(?)昌留別ニ請ふ二幅御書被下
関戸より十時頃ニ出で晩酌後卯ひ過ぎ鶯鴨
之饅頭根岸之山椒魚を食し○宿新宅
新宅電燈工事仕舞代金参円五銭を渡す
二十一日　晴天小雨後晴
大工之人来茶屋之一月焼跡修繕又は土台
腸之板戸又は新宅本屋二月二外戸を破損
取締を為す

經気ノ机を買
名古屋之絵ノ
石宗之写ス

晩方新布を買物に行くランプの器械取換まで
隅治より取りあへず野鴨を買ひ帰る
九州大演習明日は聴きて終り　四十五日は天気宜
し
清國ゟ大演習觀覧之為め来り居る王之来
外三名の者も同じ陶器均通辨として参集
之我か優待して東京まで来る様を勧め
居りしにて俄に帰国之電報を得て軍艦
州済に占領せし旨申来りて之為め清官
一同長崎より帰国せり

二十二日晴
お秀宮那教師と妻と羽田磯泉に行く八日
拂来○張濟之妾来○杉見之おきぬ来
例之菜葉會と催しおとく手傳之来
下條山吉長路入来鴨鍋を仕掛酒を
醉ち肉は美なり皆と大に快酔夜半
字半教寫
遊客之紀葉大好に已摧殘おし風之氣味あり
廿三日晴
新嘗祭休

子供お嘗に集着菊
廿四日 陰雨午後晴
天明雨降し○新宅掛物と幅と掛換
午前見出来午后を代す諸物を呪せ
掛り紀書を京都より酒拂来
お秀羽田より内宅終に二泊して大熱初瀉
あり之を和泉館と称し磯泉を渇すと
宿保舞を易し
廿五日好晴
新鍾紀師来り仍留北境を檢守し手傾無積

合歡木を挽割に来る 拇桂に水風呂 楠師に鬱を穿す
船大工ニ三人を向ハイ 塩を[illegible]
樺山 伊ち侯を鳴 内務 新設に第一冊に得
ゝ書し 返却せり
吹分 鍾化 塀 一坪 徳書 北条 年内 雲州
有年可否 御考
天神 野 拘 掛け拜す
午後 四時 千曾 内出見 軒に 即 千坂 幹事 ゆ
八王ち 紳 奈川 馬 陝 返 民設 ゆ 銀行も 一箇 新設
[illegible]

陶 遠 天神 [illegible]
廿六日 晴
午前 九時 起 壬申 [illegible] 新設 [illegible] 日記 一冊を
[illegible]
午前 九時 樺山 大臣 官舎を叩き 面会 山田 [illegible] 視
[illegible] 監本 [illegible] サテ 特に 勝州 湾 [illegible] 領 一条 [illegible]
亂暴 [illegible] 所業 [illegible] 等 [illegible] 筐 [illegible]
在 [illegible] 野 [illegible] 侯 [illegible] 外務 省 [illegible] 電報 [illegible] 賊 [illegible] 事
[illegible] 日本 [illegible] 英 [illegible] 侯 [illegible] 場 [illegible]
[illegible] 矢野 [illegible] 英 [illegible] 侯 [illegible] 馬 [illegible] 風 [illegible]

以下
29丁
白紙

十一月十六日黒田を訪ふ時の話

大隈を評し自くさて振りは是市川を見たる
ありて或は一ヶ二ヶと區別する内に亦常に
成り衣服を振つき飛ぶ湧くもまた如く
いつの日なりきたるかく成るべし

伊東氏治　始めも飽まる大隈を謗傍罵
罰し其家を取る功みな阿諛せしと実に智
を弄するなり　伊藤侯は真さうに深むまで
大正天の堀割は一家トン塗の是まで口紙に寄せ
艦を会せて三艘通らしめし実は此日を富士艦

露西外務卿達高題ニ付ニ説ヲ以ハ西公使外相ニ向ヒ
論議セシニ外相曰ク其元ニ平壌略線江ヲ進ムヲ曾筆ニ之
あまじ云々ニ又昨年山縣大将露西ニ契約以来
の結果ハ皆いまだ実行ニ至ル所ニ至ル膠州灣ニ
一事ニ露西ニ於ケル特ニ保護ニ為ス如何ニ成ル事ニ
ヤ云々ニ此事スペンサの起語ニ於テ端倪ニ現ハ
述日十月ニ韓廷大臣ノ重華ニ於テ新店ニ大表
ニ於テ清結ニ於テ望露西の所以望ニ出づべし閑雨
騒ニ依然ニ自周旋スルヲ見テ可知なり